

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案の概要

消防審議会の答申（平成14年12月24日）等を踏まえ、大規模及び特殊災害時における全国的観点からの緊急対応体制の充実・強化等を図るとともに、消防需要の高度化及び専門化に対応する体制を整備するほか、消防法への性能規定の導入のため、所要の規定の整備を行う。

消防組織法関連

1 大規模及び特殊災害時における全国的観点からの緊急対応体制の充実・強化

大規模災害発生時等において、広域的な緊急対応のため、運用上設けられている緊急消防援助隊について法定

大規模な災害で二以上の都道府県に及ぶもの又は毒性物質等による極めて特殊な災害の発生時において、全国的観点からの緊急対応のため、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動の指示を創設

総務大臣による緊急消防援助隊の編成・整備に係る基本的な事項に関する計画の策定

消防庁長官による緊急消防援助隊に係る登録・協力手続等を規定

緊急消防援助隊に係る国の財政措置を規定

- ・ 指示を受けて出動した場合の国庫負担
- ・ 計画に基づく施設整備に係る国庫補助

緊急消防援助隊の活動に要する消防用国有財産・物品の無償使用を規定

2 都道府県によるヘリコプターを使用した市町村支援のための消火・救急・救助業務の導入

市町村長の要請に基づいて実施

都道府県と市町村との間で協定を締結

3 自主防災組織への教育訓練機会の提供

4 常備消防の設置義務制度（政令指定）の廃止

消防法関連

1 消防用設備等に係る技術基準における性能規定の導入等

現行の仕様規定に加え、一定の性能を有する消防用設備等に弾力的に対応するための根拠規定を整備

(消防用設備等に要求される性能の例)

初期拡大抑制性能：火災が発生した場合に、それを早期に覚知し、又は感知し、かつ、初期消火を迅速かつ的確に行うことにより(分以内に消火など)、当該火災による延焼の拡大を抑制するために必要とされる性能
性能確認のための評価制度の整備

- ・ 特殊な消防用設備等についても、一定の性能を有するものの導入を可能とするため、性能評価をもとに総務大臣が認定
指定検定機関制度を検定又は性能評価を行う登録機関制度に移行

2 国による主体的な火災原因調査

消防長等の要請がなくても必要と認める場合に国が実施

(対象火災の例)

- ・ 火災予防対策等の企画立案上特に重視すべき火災
- ・ 社会的影響が極めて大きい火災
- ・ 通常の火災原因調査では原因究明が困難な特殊な火災 等

3 救急業務の実施義務制度(政令指定)の廃止

施行期日

緊急消防援助隊の編成・整備計画の策定、登録手続、国による主体的な火災原因調査の実施等については、公布後3月以内に施行

緊急消防援助隊に係る出動の指示及び財政措置等については、平成16年4月1日

消防用設備等に係る技術基準における性能規定の導入については、公布後1年以内に施行

緊急消防援助隊の現況について

1 目的・創設の経緯

阪神・淡路大震災での教訓（災害初期における災害情報等の収集、人命救助活動等を行う応援部隊の早期出動の必要性等）を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害発生時における人命救助活動をより効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するため平成7年度に創設した制度。以後、部隊数の増強を行い、現在、2,028隊（約29,000人）。

2 概要

消防庁長官の応援のための措置の要求（消防組織法第24条の3）で広域応援活動に従事。

各部隊の概要

指揮支援部隊	13隊	後方支援部隊	68隊
救助部隊	242隊	航空部隊	57隊
救急部隊	363隊	水上部隊	17隊
消火部隊	929隊	特殊災害部隊	339隊
計	2,028隊（約29,000人）		

3 主な出動事例

蒲原沢土石流災害（H8年12月6日）

有珠山火山災害（H12年3月31日）

鳥取県西部地震（H12年10月6日）震度6強

芸予地震（H13年3月24日）震度6弱